

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般・特定相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
各指定障害児相談支援事業所運営法人代表者  
(市町村所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援補助金の申請受付（第二次申請）について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年2月12日付け障第1293号でご案内した標記補助金について、下記のとおり第二次申請受付を実施します。対象となる事業者（令和8年1月から3月に事業所を新規開設した事業者及び令和7年12月時点で事業所を運営している事業者で、特別な事情が認められる事業者）におかれましては、各要綱をご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年12月時点で事業所を運営している事業者で、第一次申請において申請済みの事業者は第二次申請における申請は不要です。

## 記

### 1 事業の概要

※詳細は県実施要綱（岐阜県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援補助金実施要綱）を確認ください。

#### （1）対象事業所

- ・令和8年3月時点で指定を受けている事業所等で、岐阜県実施要綱の「3 補助金の支給要件」を満たす事業所等（相談含む）を対象とする。ただし、計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかな事業所等は対象外とする。

#### （2）補助額

- ・事業所等に対する補助額は、以下の式により算出する。（1円未満の端数切り捨て）

$$\text{補助額} = \text{基準月の障害福祉サービス等報酬総額} \times \text{サービス類型別交付率（別紙1）}$$

※基準月の障害福祉サービス等報酬総額は、基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。なお、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含める。

#### （3）補助対象経費

- ・補助額の全額を、新規に実施する障害福祉従事者の賃金改善に充てなければならない。
- ※賃金改善は、可能な限り早期に実施することとして、遅くとも実績報告までに実施すること。
- ※前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の賃金水準を低下させてはならない。
- ※一部の職員に賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

※本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における処遇改善加算による賃金改善額には含めない。

## 2 申請手続き

### (1) 申請様式

- ・交付申請書兼請求書、計画書（別紙様式2-1、2-2、別添チェックシート、補助金振込先口座通知書）、通帳の写し
- ・（該当する場合）特別な事情に係る届出書、変更届出書

### (2) 申請方法

- ・電子フォームで提出をお願いします。URLは、申請受付開始日に県ホームページに掲載します。
- ・申請にあたっては、事業所の開設者（法人）が岐阜県内に所在する事業所を取りまとめて、一括申請ください。

### (3) 申請受付（第二次申請）

- ・**対象事業所：令和8年1月から3月に新規開設した事業所及び  
令和7年12月時点で運営している事業所で、特別な事情が認められる事業所**
- ・基準月：令和8年1月から3月（※）
- ・申請受付期間：令和8年4月30日（木）から令和8年5月20日（水）まで
- ・補助金支払時期：令和8年7月末（予定）

### ※新規開設した事業所の基準月は、原則開設した月とする。

※感染症蔓延等のやむを得ない事情により、基準月の報酬が著しく低いと認められる場合は、特別な事情に係る届出書を提出することで、基準月を令和8年1月～3月の任意の月にできる。

※第一次申請時に申請を失念した事業者は、今回申請すること。

## 3 その他

- ・実績報告（令和8年秋ごろ予定）に係る案内は別途お知らせします。
- ・県障害福祉課ホームページに記載のとおりコールセンターが設けられています。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥田	担当	加藤
問合せ	県ホームページ記載の問い合わせ先へお願いします		

## 別紙 1

表 1

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（サービス類型を問わない）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、 障害児相談支援事業	47.0%